

# 伊勢市公報

第 332 号  
令和元年9月5日  
木 曜 日

## 目 次

	頁
<b>条 例</b>	
○ 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等に関する条例等 の一部を改正する条例	2
○ 伊勢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例	19
○ 伊勢市立保育所における給食の実施に関する条例	22
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市立保育所あけぼの園移管先選定委員会規則	25
<b>教育委員会規則</b>	
○ 伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則	27
○ 伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則	30
<b>病院事業管理規程</b>	
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	32
<b>告 示</b>	
○ 道路の供用開始について	34
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	35
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	37
<b>公 告</b>	
○ 伊勢市地域の農業の振興に関する計画の策定に係る案の縦覧について	38
○ 農用地利用集積計画について	39

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 8 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第13号

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準等に関する条例等の一部を改正する条例

(伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等に関する条例（平成26年伊勢市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第6号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第7号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第18号を同条第23号とし、同条第13号から同条第17号までを5号ずつ繰り下げ、同条第12号中「の規定において」を「において」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第17号とし、同条第11号を同条第16号とし、同条第10号を同条第15号とし、同条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同号を同条第14号とし、同条第8号を同条第13号とし、同条第7号の次に次の5号を加える。

- (8) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (9) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (10) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (11) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市

町村民税所得割合算額をいう。

(12) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第4条の見出しを削る。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する正当な理由」を「正当な理由」に改め、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項及び第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「に規定する」を「の規定による」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め

る。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)」を「掲げる額」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 5万7,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号、第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項」を「法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条（見出しを含む。）、第25条並びに第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項各号列記以外の部分中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項中「この条」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、この章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」を「第13条第2項中

「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」に改める。

第36条第1項中「次項」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、この章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節」に、「利用している同項第1号」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」を「利用している同項第1号又は第2号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」に改める。

第37条の見出しを削り、同条第1項中「のうち、家庭的保育事業（児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。）にあつては、その利用定員」を「（事業所内保育事業（児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下この条及び第42条において同じ。）を除く。）の利用定員」に、「の数を1人以上」を「の数は、家庭的保育事業（児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的

保育事業をいう。) にあっては1人以上」に、「にあっては、その利用定員の数を」を「にあっては」に、「附則第4条」を「附則第3条」に改め、同条第2項中「(児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)」を削る。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第8項中「附則第5条」を「附則第4条」に改め、同条第9項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第43条第1項中「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用

地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。)を「特定地域型保育」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)」を削り、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項各号列記以外の部分中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号

中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項）」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「当該特定利用地域型保育」を「、当該特定利用地域型保育」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「特別利用地域型保育を含むものとして、この章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する」を「特別利用地域型保育を、地域型保

育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の

内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「にあつては当該特別利用地域型保育」を「にあつては、当該特別利用地域型保育」に改め、同条第3項中「特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する」を「特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳未満保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第2条中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育

施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。)をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。))から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。))を受ける者を除く。以下この項において同じ。))」に、「(法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額)」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。))を除く。))」に改める。

附則第3条を削り、附則第4条を附則第3条とし、附則第5条を附則第4条とする。

(伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例(平成27年伊勢市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条及び附則第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

(伊勢市立幼稚園条例の一部改正)

第3条 伊勢市立幼稚園条例(平成17年伊勢市条例第180号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条

第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

(伊勢市保育所保育料徴収条例の一部改正)

第4条 伊勢市保育所保育料徴収条例（平成27年伊勢市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「支給認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者（以下「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者（以下「教育・保育給付認定保護者等」に改める。

第5条第1項及び第2項中「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改める。

(伊勢市立認定こども園条例の一部改正)

第5条 伊勢市立認定こども園条例（平成22年伊勢市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第6条及び第8条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第10条第1項各号列記以外の部分中「支給認定子どもの支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改め、同項各号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第12条第1項及び第2項中「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改める。

第13条の次に次の6条を加える。

(給食の実施)

第13条の2 市は、認定こども園において在園児童を対象に給食を実施するものとする。

(給食費の徴収)

第13条の3 市長は、給食を受ける教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者から給食費を徴収する。ただし、伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例（平成26年伊勢市条例第27号）第13条第4項第3号ア、イ又はウの規定に該当する場合は、この限りでない。

(給食費の額)

第13条の4 給食費の額は、月額7,500円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

(給食費の減免)

第13条の5 市長は、災害その他特別の事由があると認めるときは、給食費を減額し、又は免除することができる。

(給食費の納付)

第13条の6 教育・保育給付認定保護者は、規則で定める日までに給食費を納付しなければならない。

(給食費の遅延損害金)

第13条の7 教育・保育給付認定保護者は、前条に規定する納期限後にその給食費を納付する場合には、遅延損害金を加算して納付しなければならない。

2 前項の遅延損害金の算定については、保育所（伊勢市立保育所条例（平成17年伊勢市条例第88号）第2条に規定する保育所をいう。）の給食費の遅延損害金の算定の例による。

3 市長は、教育・保育給付認定保護者が納期限までに給食費を納付し

なかったことについて、やむを得ない事由があると認める場合においては、第1項の遅延損害金を減額し、又は免除することができる。

第14条中「支給認定子どもの支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者等」に改める。

第15条及び第16条第1項中「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条の規定による改正後の伊勢市立認定こども園条例第13条の3から第13条の7までの規定は、この条例の施行の日以後に実施する給食に係る給食費について適用する。

伊勢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例をここに公布する。

令和元年 8 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第14号

### 伊勢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第87条の規定に基づく過料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(過料)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- (1) 正当な理由なしに、法第13条第1項（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
  - (2) 正当な理由なしに、法第14条第1項（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
  - (3) 法第23条第2項若しくは第4項又は第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者
- 2 前項の過料の額は、情状により市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する通知書に指定すべき納期限は、通知書を発する日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。  
(伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等に関する条例の一部改正)
- 2 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等に関する条例（平成26年伊勢市条例第27号）の一部を次のように改正する。  
題名中「基準等」を「基準」に改める。  
目次中「第4章 罰則（第53条）」を削る。  
第1条中「、法第46条第2項」を「及び法第46条第2項」に改め、「その他法の施行に関し必要な事項」を削る。  
第4章を削る。  
(伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

伊勢市立保育所における給食の実施に関する条例をここに公布する。

令和元年 8 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第15号

### 伊勢市立保育所における給食の実施に関する条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、保育所（伊勢市立保育所条例（平成17年伊勢市条例第88号）第2条に規定する保育所をいう。以下同じ。）において実施する給食に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の定めるところによる。

#### (給食の実施)

第3条 市は、保育所において保育所に入所している教育・保育給付認定子どもを対象に給食を実施するものとする。

#### (給食費の徴収)

第4条 市長は、給食を受ける教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者から給食費を徴収する。ただし、伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例（平成26年伊勢市条例第27号）第13条第4項第3号ア、イ又はウの規定に該当する場合は、この限りでない。

#### (給食費の額)

第5条 給食費の額は、月額7,500円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

#### (給食費の減免)

第6条 市長は、災害その他特別の事由があると認めるときは、給食費を減額し、又は免除することができる。

#### (給食費の納付)

第7条 教育・保育給付認定保護者は、規則で定める日までに給食費を納

付しなければならない。

(給食費の遅延損害金)

第8条 教育・保育給付認定保護者は、前条に規定する納期限後にその給食費を納付する場合においては、当該給食費の額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して納付しなければならない。

2 市長は、教育・保育給付認定保護者が納期限までに給食費を納付しなかったことについて、やむを得ない事由があると認める場合においては、前項の遅延損害金を減額し、又は免除することができる。

3 遅延損害金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる給食費の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、切り捨てる。

4 遅延損害金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、切り捨てる。

5 遅延損害金の額を計算する場合において、第1項に定める割合は、じゆん閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条から第8条までの規定は、この条例の施行の日以後に実施する給食に係る給食費について適用する。

伊勢市立保育所あけぼの園移管先選定委員会規則をここに公布する。

令和元年 8 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第9号

### 伊勢市立保育所あけぼの園移管先選定委員会規則

#### (設置)

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、伊勢市立保育所あけぼの園の譲渡等の相手方の選定に係る委員会として、伊勢市立保育所あけぼの園移管先選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

#### (委員長及び副委員長)

第2条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

#### (会議)

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、健康福祉部こども課において処理する。

#### (委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則をここに  
公布する。

令和元年8月20日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

## 伊勢市教育委員会規則第2号

### 伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則

#### (設置)

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、伊勢市学校図書館活性化支援事業業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

#### (委員長及び副委員長)

第2条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

#### (会議)

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

#### (委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 8 月 26 日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

## 伊勢市教育委員会規則第3号

伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則

伊勢市立幼稚園規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第48条中「別表第3のとおり」を「零」に改める。

第49条を次のように改める。

### 第49条 削除

別表第3を削る。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年 8 月 29 日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

## 伊勢市病院事業管理規程第 1 号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程  
伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成 17 年伊勢市病院事業管  
理規程第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表第 8 待機手当の部 1 の項中「1,200 円」を「3,000 円」に改める。

### 附 則

この規程は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

伊勢市告示第 46 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和元年 8 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
高向 36 号線	御菌町高向 810 番 14 地先から 御菌町高向 755 番 1 地先まで	令和元年 8 月 22 日

伊勢市告示第 47 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和元年 8 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和元年 7 月 16 日 午前 9 時	松下駅前駐輪場 (伊勢市二見町松下地内)	1 台
〃	令和元年 7 月 24 日 午前 9 時	二見浦駅前駐輪場 (伊勢市二見町三津地内)	4 台
〃	〃	五十鈴川駅前駐輪場 (伊勢市楠部町地内)	45 台
計			50 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内)

- 3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市教育委員会告示第4号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和元年8月16日

伊勢市教育委員会  
教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 令和元年8月22日（木）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件  
議案第20号 伊勢市立幼稚園規則の一部改正について

## 伊勢市公告第 24 号

伊勢市地域の農業の振興に関する計画を策定するので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）第 4 条の 5 第 1 項第 27 号ロの規定により公告し、当該計画の案を公告の日から 30 日間縦覧に供します。

本市に住所を有する者は、当該計画の案に対し意見があるときは、縦覧期間満了日までに市に意見書を提出することができます。

令和元年 8 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 伊勢市地域の農業の振興に関する計画の案の縦覧期間  
自 令和元年 8 月 20 日  
至 令和元年 9 月 19 日
  
- 2 伊勢市地域の農業の振興に関する計画の案の縦覧場所及び意見書の提出先  
伊勢市産業観光部 農林水産課 本庁舎 東館 3 階  
郵送 〒516-8601  
伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所 農林水産課  
T E L 0596-21-5645  
F A X 0596-21-5651  
電子メール nourin@city.ise.mie.jp
  
- 3 意見書の提出方法、提出に当たっての留意事項  
意見書は、提出先に直接持参するか、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。  
意見の要旨並びに住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記してください。

伊勢市公告第 25 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

令和元年 8 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。